

湯河原町都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 2 月 26 日

湯河原町長 内藤喜文

湯河原町規則第 4 号

湯河原町都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

湯河原町都市公園条例施行規則（平成12年湯河原町規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

第4条第2項中「第3号イ、同号ウ(イ)及び第4号」を「第3号イ及び同号ウ(イ)」に改める。

別表湯河原海辺公園の部ドッグランの項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。